

佐賀県規則第19号

生活保護法施行細則の一部を改正する規則

生活保護法施行細則（昭和59年佐賀県規則第35号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前	改正後
<p>様式第37号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>生活保護法による保護決定に伴う扶養義務について（照会）</p> <p>あなたの にあたる さん（住所 ）</p> <p>は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護法に優先して行われるものとされておりす。</p> <p>つきましては、保護の決定実施上必要がありますので、あなたがどの程度扶養することができるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までに御回答ください。</p> <p>略</p> <p>（別紙）</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>略</p> <p>様式第68号（第30条関係）</p>	<p>様式第37号（第10条関係）</p> <p>略</p> <p>生活保護法による保護決定に伴う扶養の可否について（照会）</p> <p>あなたの にあたる さん（住所 ）</p> <p>は生活保護法による保護を申請して（受けて）いますが、生活保護法では民法に定められた扶養義務者による扶養は、生活保護法に優先して行われるものとされておりす。</p> <p><u>あなたは、民法に定められた扶養義務者か、そうなる可能性が高い方にあたることから</u>、保護の決定実施上必要がありますので、あなたがどの程度扶養することができるかについて、別紙扶養届書により 年 月 日までに御回答ください。</p> <p>略</p> <p>（別紙）</p> <p>略</p> <p>様式第65号（第28条関係）</p> <p>略</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p><u>個人番号</u></p> <p>略</p> <p>様式第68号（第30条関係）</p>

略	申請者（大学等に進学する者） 住所又は居所 氏名	略	申請者（大学等に進学する者） 住所又は居所 氏名 <u>個人番号</u>
略		略	

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。